

香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第36号

香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年香川県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定申請書に添えるべき図書等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第6条第2項の審査を受けるよう申し出た長期優良住宅建築等計画（住宅の建築に係る部分に限る。）が、<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する場合</u> <u>同条第7項の適合判定通知書又はその写し</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(認定申請書に添えるべき図書等)</p> <p>第3条 省令第2条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号にそれぞれ定める図書とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第6条第2項の審査を受けるよう申し出た長期優良住宅建築等計画（住宅の建築に係る部分に限る。）が、<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかについての審査を要する場合</u> <u>同法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定に必要な図書</u></p> <p>2・3 略</p>

#### 附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。